

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）（先議）要旨

本法律案は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴い、郵便法の罰則規定について、郵便料金計器による印影を偽造する行為等を処罰するための改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定を整備する。
- 二、この法律は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。